

申込編

令和4年4月 滋賀県医療福祉推進課作成

-	よくある質問	答え
1	「事業所コード」の発行は一度のみですか？それとも職員が受講申込するたびに必要ですか？	一度事業所コードが発行されれば、それ以降事業所コードの発行は不要です（受講申込の都度発行するものではありません）。
2	タブレット端末やスマートフォンでも受講できますか？	可能です。 なお、必須環境や対応ブラウザについては、「操作マニュアル（認知症介護基礎研修受講者用）」に記載があります。こちら（ https://dnet.marutto.biz/e-learning/ ）をご参照ください。なお、動画視聴をする関係で消費するデータ容量は大きくなるのでご注意ください。
3	タブレット端末やスマートフォンから、修了証書を表示したり、保存したりできますか？	ほとんどの端末で表示は可能です。保存できるか否かは使用している端末の仕様やブラウザによります。保存できない場合はパソコンからログインしてみてください。
4	受講申込にあたり、メールアドレスは必要ですか？	必ず必要です。
5	1つのメールアドレスを複数人で使いまわし、受講申込することは可能ですか？	不可です。 必ずご自身「のみ」が利用するメールアドレスを登録してください。法人の代表メールアドレスとの重複登録も不可です。
6	受講料の支払いは、受講生ですか？事業者（法人）ですか？	受講生の個人名での振込を基本としていますが、事業所名（法人名）での振込も可能です。 事業所名（法人名）でお振込する際は、振込とは別途FAX送信が必要です。詳細は、滋賀県社会福祉協議会ホームページに掲載している「振込先のご案内_eラーニング送金詳細書（FAX）」をご参照ください。
7	受講料の支払い（振込）における振込手数料はどちらが負担しますか？	振込する方（受講生もしくは事業所）でご負担願います。
8	受講料の領収書は発行されますか？	振込みの控え（銀行の振込領収書等）をもって領収書に代えさせていただきます。
9	受講許可がされた旨のメールは、受講者のメールアドレスか事業者のメールアドレス、どちらに届くのでしょうか？	両方のメールアドレスに届きます。
10	【事業所コードの発行について】トップページから「事業所登録フォーム」へ進み、「介護保険事業所番号」を入力する欄まで進みましたが、そもそも介護保険事業所番号のない事業所（軽費老人ホーム、養護老人ホーム）です。事業所番号欄にはどのように入力すれば良いのでしょうか？	「K」+事業所電話番号の 下9桁 を入力してください（例：電話番号が01-2345-6789の場合は「K123456789」）。
11	【事業所コードの発行について】トップページから「事業所登録フォーム」へ進み、事業所登録を進めようとしたが、エラーになり先に進めません（「介護保険事業所番号が該当自治体の対象事業所リストに存在しません」などが出てくる）。どうすれば良いですか？	①事業所の指定区分（例：地域密着）、②サービス種類名（例：通所介護）、③介護保険事業所番号（10ケタの数字）、④法人名（例：株式会社〇〇）、⑤事業所名（例：〇〇の郷）、⑥代表の電話番号をご確認のうえ、滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター（077-567-3927）までご連絡ください。